

所長指示第 4 2 号

平成 2 9 年 8 月 2 1 日

札幌刑務所長 朝 倉 太

受刑者の面会及び信書に関する実施細則について

受刑者の面会及び信書に関する実施細則について、下記のとおりとするので遺漏なきを期されたい。

なお、平成 2 0 年 9 月 1 0 日付け当職指示第 3 8 号「受刑者の面会及び信書に関する実施細則について」は、本指示の施行をもって廃止する。

おって、本指示は、平成 2 9 年 9 月 1 1 日から施行する。

記

第 1 面会

1 面会の立会いについて

受刑者の面会の立会い（面会の立会、録音及び録画のこと。以下「立会い等」という。）については、それぞれの制限区分に応じ、仕切り室における面会の立会い等に限り次のとおりとする。ただし、立会い等を省略できる場合であっても、相手方から立会いを求められた場合には、立会いを行うこと。

- (1) 受刑者が、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第 3 条第 1 項に規定する職務を遂行する弁護士と面会する場合は、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められる特別の事情がある場合を除き、立会い等は省略する。
- (2) 制限区分第 1 種又は第 2 種に指定されている受刑者は、相手方に関係なく、原則として立会い等を省略することができる。ただし、特に必要があると認められる場合（受刑者が暴力団員である、相手方が暴力団関係者である、その他立会い等を省略することが相当ではない場合をいう。以下同じ。）には、立会い等を行う。
- (3) 制限区分第 3 種に指定されている受刑者は、原則として立会い等を行うものとするが、おおむね 1 年間以上、継続的な外部交通の実績があり、その内容に特段の問題がなく、立会い等を省略することが当該受刑者の矯正処遇上等、特に相当であると外部交通を担当する統括矯正処遇官が

判断した場合には、当該受刑者と親族、担当保護司及び身元引受人との面会については、立会い等を省略することができる。また、それ以外の者との面会について、立会い等を省略することが特に相当と認められる場合には立会い等を省略することができる。

- (4) 制限区分第4種（未指定者を含む）に指定されている受刑者は、原則として立会い等を行うものとするが、立会い等を省略することが特に相当と認められる場合には立会い等を省略することができる。
- (5) 制限区分にかかわらず、被害者等との面会は、原則として立会い等を行うものとする。

2 面会の回数について

受刑者の月の面会回数は優遇区分に応じた回数とする。

また、受刑者一人が一日につき面会できる回数は、原則として1回とする。ただし、面会人が遠方から来所し、かつ、今後の面会の予定がたたないなど、特別の事情がある場合には個別に検討することとして差し支えない。

3 面会申出者（弁護士等を除く。以下同じ。）に対する遵守事項等について

面会は、良好な親族関係や社会的関係を維持させ、円滑な社会復帰及び改善更生の意欲の喚起を目的とするものであるから、面会申出者に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとし、これに違反する場合は、面会を許さず、あるいは、面会の一時停止等の措置を執るものとする。

- (1) 面会申出者は、面会申込票に必要事項を正しく記載し、面会受付係に提出しなければならないこと。
- (2) 面会申込票には、虚偽の記載はしてはならないこと。
- (3) 面会申込票は、1回の申込みにつき1枚の提出しか認めないこと。
- (4) 同日中に、複数の受刑者との面会を申し出る者は、1人目の受刑者との面会が終了した後に、次の面会の受付を行うこと。2人以上の場合も同様の手続を経ること。
- (5) 面会実施の順番については、受刑者の事情等で前後する場合はあるが、面会申出者の事情等で前後させることは、原則として認めない。
- (6) 面会室に入室後、いったん退席すると再度、面会室に入室することはできないこと。
- (7) 酒気を帯びて面会できないこと。
- (8) ちり紙、ハンカチ、筆記用具以外の物品は面会室に持ち込むことができないこと。
- (9) 面会に関する制限に違反する行為をしないこと。
- (10) 当所の規律及び秩序を害する行為をしないこと。

- (11) 暗号の使用その他の理由によって、当所の職員が理解できない内容の発言をしないこと。
- (12) 犯罪の実行を共謀し、あおり又は唆す発言をしないこと。
- (13) 当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのある発言をしないこと。
- (14) 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのある発言をしないこと。
- (15) 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱する発言をしないこと。
- (16) あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。
- (17) 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等を使用しないこと。
- (18) あらかじめ申し出て承認を受けた場合を除き、日本語で話すこと。
- (19) 構内では、必要がある場合には、着衣又は携帯品を検査したり、携帯品を職員が一時預かることがあること。
- (20) 遵守事項に違反する場合には、面会を一時停止したり、終了することがあること。
- (21) 面会には、職員が立ち会い、又は録音若しくは録画することがあること。
- (22) 職員の職務上の指示には従うこと。
- (23) 面会待合室では、他の面会申出者の迷惑となる行為は行わないこと。
- (24) 面会時間については、施設の管理運営上、短縮することがあること。

第2 信書の検査について

受刑者が発受する信書の検査については、制限区分に応じ、次のとおりとする。

- 1 受刑者が、国又は地方公共団体の機関から受ける信書、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法3条1項に規定する職務を遂行する弁護士との間で発受する信書については、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められる特別の事情がある場合を除き、危険物や、禁制品等の混入の有無の検査にとどめ、記載内容についての検査（以下「内容検査」という。）については省略する。
- 2 制限区分第1種又は第2種に指定されている受刑者は、相手方に関係なく、内容検査を省略することができる。ただし、特に必要があると認めら

れる場合（受刑者が暴力団員である，相手方が暴力団関係者である，その他内容検査を省略することが相当ではない場合をいう。以下同じ。）には，内容検査を実施する。

- 3 制限区分第3種に指定されている受刑者は，原則として内容検査を行うものとするが，おおむね半年間以上，継続的な外部交通の実績があり，その内容に特段の問題がなく，内容検査を省略することが特に相当であると外部交通を担当する統括矯正処遇官が判断した場合には，当該受刑者と親族，担当保護司及び身元引受人との発受については，内容検査を省略することができる。また，それ以外の者との発受について，内容検査を省略することが特に相当と認められる場合には内容検査を省略することができる。
- 4 制限区分第4種（未指定者を含む）に指定されている受刑者は，原則として内容検査を行うものとするが，内容検査を省略することが特に相当と認められる場合には内容検査を省略することができる。
- 5 制限区分にかかわらず，被害者等との発受は，原則として内容検査を行うものとする。

第3 その他

本指示は札幌刑務支所，札幌拘置支所及び室蘭拘置支所に準用する。ただし，各支所の実情に応じ，支所長指示を別に定めることができるものとする。

受刑者の無立会面会・内容検査の省略に関する措置について 別紙

| | 原則として立会い等を行う場合 | 原則として内容検査を行う場合 |
|--------|---|--|
| 全受刑者共通 | <ol style="list-style-type: none"> 1 受刑者が暴力団員 2 相手方が暴力団関係者 3 立会い等を省略することが相当ではないと認められる場合 4 被害者等 5 仕切り室以外で面会する場合 | <ol style="list-style-type: none"> 1 受刑者が暴力団員 2 相手方が暴力団関係者 3 内容検査を省略することが相当ではないと認められる場合 4 被害者等 |

| | 原則として立会等を省略する相手方 (上記立会い等を行う場合を除く) | 原則として内容検査を省略する相手方 (上記内容検査を行う場合を除く) |
|----------|--|---|
| 全受刑者共通 | <ol style="list-style-type: none"> 1 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員 2 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士 3 領事官又は領事機関 | <ol style="list-style-type: none"> 1 国又は地方公共団体の機関から受ける信書 2 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書 3 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士との間で発受する信書 4 領事官又は領事機関 |
| 第一種又は第二種 | 相手方に関係なく立会い等を省略することができる | 相手方に関係なく内容検査を省略することができる |
| 第三種 | <ol style="list-style-type: none"> 1 原則、立会い等を行う 2 おおむね1年間以上、外部交通の実績があり、その内容に問題がなく、特に相当と判断された場合には、親族、担当保護司及び身元引受人について省略可 3 立会い等を省略することが特に相当と認められる場合 | <ol style="list-style-type: none"> 1 原則、内容検査を行う 2 おおむね半年間以上、外部交通の実績があり、その内容に問題がなく、特に相当と判断された場合には、親族、担当保護司及び身元引受人について省略可 3 内容検査を省略することが特に相当と認められる場合 |
| 第四種 | <ol style="list-style-type: none"> 1 原則、立会い等を行う 2 立会い等を省略することが特に相当と認められる場合 | <ol style="list-style-type: none"> 1 原則、内容検査を行う 2 内容検査を省略することが特に相当と認められる場合 |